

にいがた「緑」の百年物語とは

THE STORY OF THE HUNDRED YEARS



22世紀へ緑の遺産づくり

かけがえのない地球のために、そして次の世代のために私たちが
ができること。

それは「ふるさとにいがた」の緑をより一層豊かにし、未来に引
継いでいくことです。

私たちは「緑の遺産づくり～22世紀への贈り物」をテーマに、百
年かけて木を植え、守り育てる活動を推進しています。



当委員会HPより抜粋

にいがた「緑」の百年物語とは

THE STORY OF THE HUNDRED YEARS



2001年スタート。広がる活動の輪。

緑化活動に携わるボランティア団体は今や100を超え、緑の応援団による基金活動、県内各所で行われる緑化イベントなど、発足以来さまざまな分野での緑の輪が広がっています。

にいがた緑の百年物語県民運動

小さな行動が、森というカタチになって地球を救う。誰にでも実感できる、確かな社会貢献。それが「にいがた緑の百年物語県民運動」です。

森づくりを通じて、自然を育む心を養いながら、緑豊かな美しいふるさとを創造する。

心豊かな子供たちの育成やボランティア精神の醸成にもつながり、世代をこえた「緑のきずな」を結びます。

守る

県民の手づくりによる
緑の創造と保全

一人ひとりが自分の手で木を植え、
緑を増やすとともに、
今ある森や緑を
大切に守り育てます。

育む

心豊かな子供たちの
育成とボランティア精神の醸成

ふるさとを愛する心豊かな
子供たちを育てるとともに、
ボランティア精神を育てます。

創る

緑とともに生きる
心豊かな文化の創造

森や緑など自然とともに
生きる生活を進め、
心豊かな文化をつくります。

(公社) にいがた緑の百年物語緑化推進委員会の概要

当委員会は、『にいがた「緑」の百年物語』の中心的な役割を担う組織を目指して、緑の募金による緑化事業を展開する(社)新潟県緑化推進委員会と『にいがた「緑」の百年物語県民運動』を進める『にいがた「緑」の百年物語運動準備会』が一体となって新たに2000年12月6日に「(社) にいがた緑の百年物語緑化推進委員会」が発足、2011年11月1日付けをもって「公益社団法人にいがた緑の百年物語緑化推進委員会」に移行いたしました。

役員 理事：13名／監事：2名

主な役員 理事長：平山征夫（元新潟県知事）、副理事長：鬼嶋正之（元紫雲寺町長）

常務理事：内山茂

(参考) 令和6年度決算（正味財産増減計算書より）

I 一般正味財産	1. 経常増減の部	
	(1) 経常収益	77,614,103円
	(2) 経常費用	77,614,103円
	2. 経常外増減の部	
	(1) 経常外収益	306円
	(2) 経常外収益	0円
	一般正味財産期末残高	18,778,471円
II 指定正味財産期末残高		30,631,310円
III 正味財産期末残高		49,409,791円

緑の募金とは（その1）

1 緑の募金のはじまり

緑の募金運動が開始されたのは戦後の昭和25年でした。当時は戦争の影響で緑が焼失したり、なぎ倒されたりと、山林の荒廃が進んでいました。人々は荒れ果てた国土に「緑」を取り戻そうと森林の復興に立ち上がり、「緑の募金」の前身である「緑の羽根募金」が誕生しました。

その後法的整備の必要性から平成7年「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」（以下「**緑の募金法**」という。）が制定され、募金の名称も「緑の募金」に変わり、現在にいたっています。

2 事業を行っているのは？

農林水産大臣の指定を受けた法人である（公社）国土緑化推進機構と、都道府県知事の指定を受けた都道府県緑化推進委員会です。

新潟県では、当委員会（（公社）にいがた緑の百年物語緑化推進委員会）が県や市町村と連携しながら、毎年春と秋に運動を実施しています。

なお、実施の際は、年度毎に募金計画（目標額、使途別予定額）と結果（総額、使途等）を、公告し、都道府県知事へ届け出ることが定められています。

3 緑の募金の利用使途

「緑の募金」は森林の整備等の推進に用いることを目的とすることが「緑の募金法」に定められています。

本県のみなさんからいただいた募金は、「緑の募金」記念植樹事業、「緑の募金」森づくり事業、地方植樹祭等への助成や次代を担う緑の少年団の活動支援など、県内のさまざまな緑化活動に利用されています。

緑の募金とは（その2）

4 募金の期間は？

農林水産省告示により、毎年1月15日～5月31日までと9月1日～10月31日までと定められています。しかし、緑の募金を実施しなければならない期間を定めたものではなく、実際の募金運動は、告示された期間の範囲内で、各都道府県緑化推進委員会が地域の事情に応じ募金期間を定め、その期間内に実施されています。

新潟県の募金期間：【春】4月1日～5月31日 【秋】9月1日～10月31日

5 募金方法の種類は？

緑の募金には、寄付金をお願いする対象・方法の違いによって、おおよそ以下の5つの方法があります。

（1）家庭募金 緑の募金の中心となる募金方法です。主に市町村の協力を得ながら、家庭単位での募金をお願いするものです。

（2）街頭募金

ボランティア団体・学校の児童・生徒等の協力を得て街行く人々に募金の協力をお願いするものです。

（3）企業募金

企業・団体に募金への協力をお願いするものです。

（4）職場募金

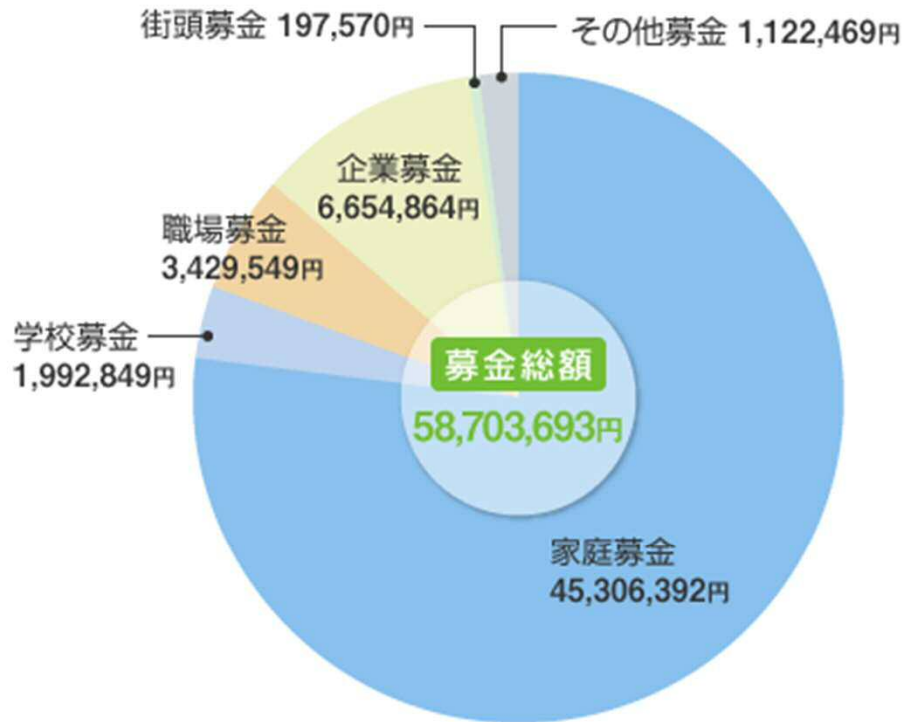
官公庁、企業・団体などの職場に募金箱を設置するなどして、職員の皆さんの協力をお願いするものです。

（5）学校募金

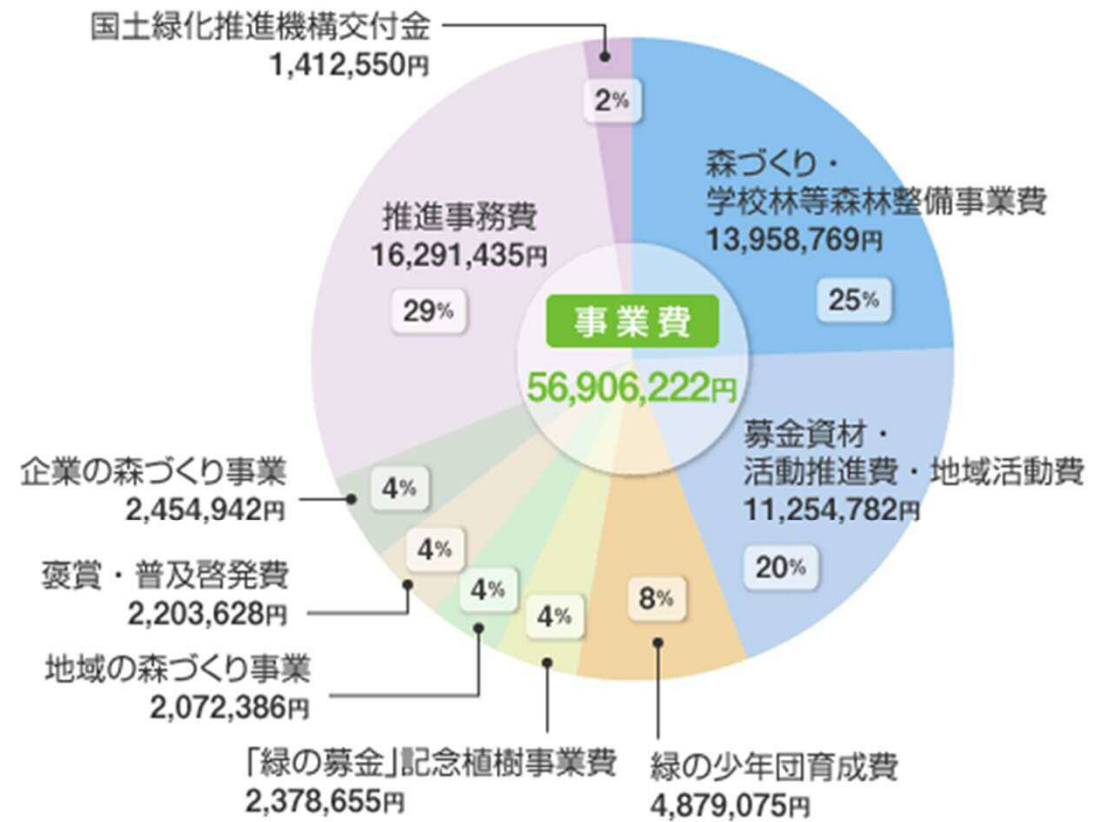
小・中学校を中心に協力していただき、児童・生徒から募金をしてもらおうものです。

緑の募金とは（その3）

令和6年度 緑の募金実績



令和6年度 緑の募金使途



※募金総額と事業費の差額は指定正味財産として次年度へ繰り越します。